



# 鳥取県公報

平成 21 年 12 月 1 日 (火)  
第 8 1 4 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (708) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の指定 (709) (〃) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (710) (森林・林業総室) . . . . . 3
	平成 21 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (711) (〃) . . . . . 3
	県道の路線の廃止 (712) (道路企画課) . . . . . 5
	県道の区域の変更 (2 件) (713・714) (〃) . . . . . 5
	県道の供用の開始 (2 件) (715・716) (〃) . . . . . 6
	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査 の申請手続等 (717) (集中業務課) . . . . . 7
	指定居宅サービス事業者の廃止 (718) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (719) (〃) . . . . . 9
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (3) (任用課) . . . . . 10
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	平成20年4月1日

## 鳥取県告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社いちむら	鳥取市河原町天神原402-1	介護ステーションほのか	鳥取市上原923-20	訪問介護	平成21年11月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート株式会社鳥取在宅サービスセンター	鳥取市富安一丁目113	"	"
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台デイサービスさくら台	東伯郡琴浦町大字筥津50-1	通所介護	平成21年11月3日
"	"	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台指定訪問介護事業所	"	訪問介護	"

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社いちむら	鳥取市河原町天神原402-1	介護ステーションほのか	鳥取市上原923-20	介護予防訪問介護	平成21年11月1日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目8-7	アースサポート株式会社鳥取在宅サービスセンター	鳥取市富安一丁目113	〃	〃
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台デイサービスさくら台	東伯郡琴浦町大字筧津50-1	介護予防通所介護	平成21年11月3日
〃	〃	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台指定訪問介護事業所	〃	介護予防訪問介護	〃

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	居宅介護支援事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字筧津50-1	居宅介護支援	平成21年11月3日

## 鳥取県告示第710号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市伏野字石山ノ鼻1988の4
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鳥取県告示第711号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成21年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	934.71
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,857.20
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,589.26
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	766.24
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,699.76
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	188.74
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	56.69
	岩美	岩美郡岩美町	105.18
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	53.16
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	32.09
	琴浦	東伯郡琴浦町	80.58
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	81.09
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	15.72
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.76
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.92
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.72
	大谷	東伯郡北栄町大谷	1.48

公衆の保健	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.09
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.22
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	74.72
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	24.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	14.14

**鳥取県告示第712号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
180	伯耆溝口停車場線	伯耆溝口停車場	西伯郡伯耆町溝口	
222	岸本停車場線	岸本停車場	西伯郡伯耆町大殿	

**鳥取県告示第713号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
福瀬市山伯耆大山停車場線	西伯郡伯耆町岩屋谷字赤子谷1259-1地先から同町坂長字長者屋敷2545-1地先まで	変更前	13.2~65.8	297.0
		変更後	13.2~72.3	285.0

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子岸本線	変更前	西伯郡伯耆町岩屋谷字泉頭1277-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	6.3~61.3	1,186.0
		西伯郡伯耆町坂長字下屋敷2361地先から同町大殿字北檜1908-3地先まで	11.3~26.6	491.0

変更後	西伯郡伯耆町岩屋谷字泉頭1277-1地先から同町大殿字北小堤山1879-3地先まで	11.3~61.3	1,148.0
	西伯郡伯耆町坂長字西南原2566-1地先から同町大殿字北檜1904地先まで	6.3~75.0	1,066.0

**鳥取県告示第714号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字井出ヶ谷1017-3地先から同町下黒坂字ワレ谷1314-4地先まで	変更前	4.5~45.5	1,911.0
		変更後	5.8~106.8	2,460.0

**鳥取県告示第715号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
福瀬市山伯耆大山 停車場線	西伯郡伯耆町岩屋谷字赤子谷1259-1地先から同町坂長字長者屋敷2545-1地先まで	平成21年12月1日
米子岸本線	西伯郡伯耆町岩屋谷字泉頭1277-1地先から同町坂長字下屋敷2361地先まで	〃

**鳥取県告示第716号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字井出ヶ谷1017-3地先から同町下黒坂字ワレ谷1314-4地先まで	平成21年12月1日

### 鳥取県告示第717号

平成22年度から平成24年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

##### (1) 物品等

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空機類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、食品類、その他の物品等並びに払下品類

##### (2) 役務

###### ア 委託

建物等の保守管理、廃棄物処理、警備、各種調査委託、イベント・広告・企画、運送・旅客業、機械等（建物等以外）保守点検、情報処理サービス、人材派遣及びその他の委託

###### イ 賃借

事務用機器賃借及びその他の賃借

#### 2 申請の受付時期

平成21年12月1日から平成22年1月6日までとする。ただし、当該時期を経過した後においても、随時受け付けることとする。なお、この場合においては、7の資格の有効期間の始期が平成22年4月1日とならないことがあるので注意すること。

#### 3 申請の方法

##### (1) 書面による申請

###### ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/suitou>）から入手すること。

###### イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。

##### (2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1327>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。

## (3) 添付書類

ア 納税証明書（資格申請時前 3 月以内に発行されたものであり、かつ、資格申請時前 1 年以内において納税義務が発生したものに限る。）

## (ア) 申請者が法人である場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（以下「第 9 号書式」という。）その 3 の 3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

## (イ) 申請者が個人である場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第 9 号書式その 3 の 2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書。ただし、個人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

イ 申請者が法人である場合にあつては、商業登記簿謄本の写し（資格審査申請時前 3 月以内に発行されたものに限る。）

ウ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し及び許認可等一覧表（該当する業種区分に係るものに限る。）

エ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度 I 種又は II 種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 申請者が個人である場合にあつては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類

カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（資格審査申請時前 3 月以内に発行されたものに限る。）

キ 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）

ク 使用印鑑届（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

ケ 参加を希望する業種区分が印刷類である場合は、県内印刷設備調査表

コ 役員等名簿

## (4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## 4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 直前決算における資本金

(3) 資格審査申請時における従業員の数

(4) 資格審査申請時の直前の 1 営業年度における製造高、販売高又は収入高

(5) 契約実績その他の経営及び信用の状態

## 5 競争入札に参加することができない者

(1) 次に掲げる者には、資格を付与しない。

ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

イ 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後 3 年を経過していないもの。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者



(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

ウ 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

エ 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者

オ 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けている者

カ 資格審査申請時において、県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(2) 資格審査申請時前 2 年以内に、参加を希望する業種区分における契約（県以外のもので締結するものを含む。）の実績がない者については、当該業種区分の資格を付与しない。

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者については、当該営業に係る業種区分の資格を付与しない。

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

#### 7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、2 のただし書により申請を受け付けた者（以下「随時申請者」という。）にあっては、資格の決定を行った日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。この場合において、随時申請者に係る資格決定の手続は、原則として、平成 22 年 3 月 31 日以前に申請書を受け付けたものにあつては平成 22 年 4 月に、平成 22 年 4 月 1 日以降に申請書を受け付けたものにあつては、申請書を受け付けた日の属する月の翌月に、それぞれ行うものとする。

#### 8 その他

平成 22 年 4 月 1 日以降、3 の(3)のコの役員等名簿の確認により、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）を経営幹部としている等、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱第 3 条の規定による指名停止措置の要件に該当することが判明したときは、物品の購入等に係る指名及び入札等審査会の意見を徴した上、指名停止処分を行う。

### 鳥取県告示第 718 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 21 年 12 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
鳥取商事株式会社	ヘルパーステーションのどか	鳥取市相生町二丁目 452-1	平成 21 年 11 月 19 日	訪問介護

### 鳥取県告示第 719 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり

告示する。

平成21年12月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
鳥取商事株式会社	ヘルパーステーションのどか	鳥取市相生町二丁目452-1	平成21年11月19日	介護予防訪問介護

## 人 事 委 員 会 告 示

### 鳥取県人事委員会告示第3号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成21年12月1日から施行する。

平成21年12月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、<u>物質工学技術の職及び文化財主事の職</u></p> <p>(2) 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、<u>医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職及び物質工学技術の職</u></p> <p>(2) 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの</p>

保育士の職、薬剤師の職、栄養士の職、保健師 の職、司書の職、獣医師の職及び国際事務の職  (3) 略 2 略	保育士の職、薬剤師の職、栄養士の職、保健師 の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職及び <u>文化財主事の職</u>  (3) 略 2 略
--	---

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市賀露町西 一丁目2996-1 (844平方メートル)	砂（669立方メートル）	平成21年11月17日 から平成22年11月 16日まで	平成21年11月17 日